

新潟市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第12号

新潟市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

新潟市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年新潟市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第8号とし、同条第5号を同条第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

（7） 職員の退職管理の状況

第3条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 職員の人事評価の状況

第5条第4号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。